



幻の貨幣 ～戦時中に 作られた陶貨～ 前編



有田町歴史民俗資料館所蔵の陶貨

令和6年10月上旬に、第二次世界大戦中に製造されたやきもののお金＝陶貨が、京都市内にある当時の製造業者跡地に残る倉庫から大量に発見され、独立行政法人造幣局（大阪市）に寄贈された、というニュースが入ってきました。この陶貨、実は有田でも作られており、当館では常設展示もしています。そこで今号は、この陶貨についてご紹介したいと思います。

陶貨は、戦時中に貨幣の材料である各種金属が軍事使用のため不足し、その代用品として大阪造幣局が京都市、瀬戸市、有田町の3社に委託し、製造させたものです。実は前例があり、第一次世界大戦後の1922年、ドイツにおいて発行されており、これを参考に製造に踏み切ったといわれています。

有田で製造を請け負ったのは協和振興陶磁器株式会社（協和振興陶磁有限会社との記録もあり）で、『証言・私の昭和史〈5〉終戦前後』（1985年・テレビ東京編集・旺文社発行）という書籍に、有田の陶貨製造者である竹重米雄氏から直接話を聞いた記録が残されています。この書籍と当館に残された記録によると、造幣局久留米出張所の職員が頻繁に有田を訪れ、窯や材料、品質、色の試作を重ねた結果、現在知られているような規格に決まり、有田では一銭陶貨を製造することになったこと、当初は陶貨の発行を昭和20年4月の官報に載せる予定だったが、準備が整わず延期となり、結局載らずじまいになったこと、生産目標は月に1億枚で、造幣局が用意した製造機を使用することになっていたが、発注元の兵庫県の工場が6月の空襲（6月5日の神戸空襲か）で焼失し、やむなく手持ちの製造機3、4台で製造し、1日10万枚の生産がやっとであったことなどがわかります。なお、6月15日の大阪空襲による造幣局工場の焼失によって製造機が有田に来なかったとする説もあり、また製造枚数について

も、『造幣局百年史』（1976年・大蔵省造幣局編集発行）では、「終戦までに京都は200万枚、瀬戸では1300万枚を製造したが有田は1000枚と試作程度」としており、さらに『激動20年・佐賀県の戦後史』（1965年・柳本見一著・毎日新聞西部本社発行）では「有田では昭和20年7月までに3トン作った」というように諸説あるようです。いずれにしても、空襲の影響で有田での生産に著しい遅れが生じていたことがわかります。

流通するには枚数が足りないため発行を見合わせていた矢先に終戦を迎え、実際には使われることのなかった幻の貨幣ですが、そのほとんどが粉碎して廃棄されたと言われています。当館の聞き取り調査によると、陶貨の存在が明るみに出ると、進駐軍が敗戦国には金属の貨幣は必要ないと判断するのではないかと恐れ、陶貨は粉碎、関連する書類はすべて窯にくべて焼却したと聞いています。おそらく京都市や瀬戸市でも同様に廃棄されたと推測され、現物も記録も乏しく、二重の意味で幻となってしまった陶貨ですが、今回の京都市での大量発見は、陶貨の解明に一役買うことになるでしょう。寄贈を受けた造幣局では、現在、下記の通り企画展が行われており、寄贈された陶貨が展示されています。この機会にご覧になってみてはいかがでしょうか。

ところで、当館にはほかにも、陶貨にまつわるたいへん貴重な資料をご寄贈いただいています。次号では、それらを紹介していきたいと思います。（永井）

造幣局と戦争Ⅰ～貨幣の製造と勲章づくり～

会 期：2024年11月16日(土)～2025年2月16日(日)

会 場：造幣博物館（大阪市北区天満1-1-79）

休館日：毎月第3水曜日、年末年始

入館無料

皿 季 刊 山

No.144

冬
2024

有田町歴史民俗資料館・館報

館蔵資料の利用方法について

当館の所蔵資料を閲覧・撮影したり、画像を出版、放送、展示などに使用するには、**事前に申請**が必要です。その申請手続きについてご案内いたします。なお、申請には約1週間程度かかりますので、余裕を持った手続きをお願いします。

Q1. どんな時に資料を利用できますか？

下記の場合に利用することができます。

利用料は無料です。

①学術研究、教育普及目的

②有田町、有田焼を広くPRするもの

③その他、目的が公共性が高いと認められるもの

※営利を主目的としたものや、不法な目的、公序良俗に反する目的では利用することができません。

利用可の例)

- ・有田町、有田焼を広く紹介する印刷物への掲載
- ・学術論文への掲載
- ・博物館などでの展示

利用不可の例)

- ・一企業で使用する包装紙やアメニティへの利用
- ・販売目的のための利用

Q2. 利用できる資料はどんなものですか？

館蔵資料とは、主に下記の資料を指します。

・有田町歴史民俗資料館所蔵品……

古文書などの歴史資料、民具・製陶道具などの民俗資料、絵画・軸装などの美術資料、役場関連の行政資料など

・有田陶磁美術館収蔵品……陶磁器などの美術資料

・旧田代家西洋館所蔵品

・有田町教育委員会が管理する陶片などの考古資料など

Q3. 利用に当たって、 守るべき事がありますか？

主な利用規約は下記のとおりです。

- ・必ず資料名と所蔵元を明記すること。
- ・資料に損傷が生じた場合、申請者の責任において修復又は再製すること。
- ・資料を利用した製作物の説明文などの文責は申請者にあり、申請者が対処すること。
- ・第三者への転貸や、目的外使用の禁止。
- ・画像データの改変の禁止。
- ・貸与した画像データおよび中間作成物等は、使用後破棄すること。
- ・著作権法等関連法規を遵守すること。
- ・資料を利用した成果品を納品すること。

画像データ借用、閲覧、撮影、掲載、 使用など 申請の流れ

(1)相談

お電話やホームページのお問い合わせフォームからご連絡いただき、利用する資料や目的などについてお知らせください。

(2)申請書の提出

資料利用申請書に記入いただき、企画書とともに当館までご提出ください。申請書の内容で許可の可否を判断するため、記入例を見ながら、できるだけ詳しく、丁寧に記入ください。申請書はホームページよりダウンロードできます。

(3)許可書の送付、許可書の返送

申請書の内容を検討し、許可書等を申請書に記載いただいたメールアドレスに送付します。許可書受領後10日以内に申請者のサインを書いてご返信ください。サイン入り許可書を確認した時点で、許可完了となりますので、必ずご返信ください。

※メール以外での受け取りを希望される場合は、ご相談ください。

(4)画像の利用、成果品の提出

許可書の範囲内でご利用ください。規約に反した場合、許可を差し止める場合がございます。資料を利用した成果品を当館までご提出をお願いします。物品がない場合は、使用状況が分かる写真をお送りください。

資料現物の借用について

資料現物の借用は、①資料の輸送運搬時の安全性、②借用中の資料の保管状況を確認し、一定の基準に達していない場合はお断りさせていただきます。

資料によって基準が異なりますので、まずは詳細についてお電話やホームページのお問い合わせフォームからご相談ください。

お問合せ：0955-43-2678(有田町歴史民俗資料館)

URL：<https://www.town.arita.lg.jp>

●中学生が職場体験にやってきました!

コロナ禍を乗り越え、昨年度からようやく復活した職場体験ですが、今年度も9月5日(木)、6日(金)の2日間、有田中学校の生徒が、当館で実習を行いました。

初日は、午前中に学芸員の仕事について理解を深めるため、「学芸員になるには」と題して座学を行い、その後、館内の展示やバックヤードなどを見学しました。当館は独立した大きな博物館等とは違い、文化財課の所管施設なので、館としての活動以外にも、町内の文化財に関わる各種事業を行っています。そのため、午後からは、その事業の一つである発掘調査の出土陶片の整理作業を体験してもらいました。遺跡からの採集陶片は、土中にあったので泥だらけです。まずは、それをタワシや歯ブラシ等できれいに洗う作業を行いました。続いて、遺物実測の作業も試しました。出土した器の真横や真上から見た図を、定規で計測しつつ、方眼紙に書き写す作業で、かなり辛抱強さが求められます。



遺物洗い



実測作業

翌日の午前は、涼しいうちに町内の史跡見学です。有田中学校区の生徒なので旧有田町域にある泉山磁石場や天狗谷窯跡、旧田代家西洋館などは訪れたことがあったようです。しかし、旧西有田町域の唐船城跡や坂ノ下遺跡、原明窯跡ははじめて知ったとのことで、興味深く見学していました。午後は、昨日本人が整理作業を行った陶片を実際に展示し、実習の成果を来館者に披露することにしました。見栄えやライティングなどに気を配り、四苦八苦しつつも完成させました。



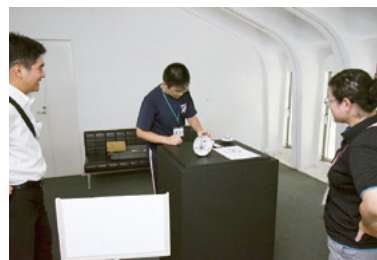
史跡巡り〔大イチョウ〕



史跡巡り〔天狗谷窯跡〕



展示指導



展示作業

この展示ブースは、現在も有田焼参考館にそのまま設置していますので、是非ご覧になってみてください。

実は、今回体験した生徒は、小学生の時に、当館主催の夏休み企画「町屋模型作り教室」や「歴史の川ざらい」にも参加してくれていました。中学生になっても興味を失わず、再会でできて嬉しい限りです。今回の体験を通じ、郷土や文化財への関心や愛着が一層深められたのではないのでしょうか。



展示完了



有田内山地区の 防災を考えよう

10月19日(土)、内山地区にて、防災ワークショップを開催しました。これは、木造建築物が密集する内山地区で、住民の皆様と防災について一緒に考えるために開催したものです。まず関澤愛先生（NPO法人日本防火技術者協会理事長）から、過去に発生した大規模火災の特徴についてご講演いただきました。その後、火災の通報訓練や放水体験を行いました。消防署が通常使用している60mmのホースより水圧の弱い40mmのホースを実際に手にして、住民による消火の可能性を探りました。また、火災から安全に避難できるよう火元や風向きを考慮して避難場所を事前に決めておくことを話し合いました。

昨年度から町では内山地区の防災計画の策定に取り組んでおり、今年度中に取りまとめる予定です。



40mmホースによる放水体験の様子



旧田代家西洋館を活用しませんか？

有田町幸平に所在する旧田代家西洋館は、明治初期の擬洋風建築の特徴を遺した貴重な現存例で、国の重要文化財に指定されています。現在は、土・日・祝日と陶器市期間（4月29日～5月5日）、秋の有田陶磁器まつりの期間中、午前10時から午後4時まで開館（無料）しています。

今年も、秋の有田陶磁器まつり期間中の11月22日(金)～24日(日)の間は、有田陶芸協会が主催する「有田・華道部門と有田陶芸協会の饗宴～西洋館を彩る花×器」展の会場としてご利用頂き、たくさんの方々にご来館いただきました。

実はこの建物は、休館日には一般の方々への貸し館も行っています。事業発表会や子ども達のカルタ大会の会場として、他にも婚礼や成人、七五三といった記念写真の会場としてもご利用いただいています。

使用料金は3時間につき1,570円で、利用日の2週間前までにお申し込みください。予約状況によりご希望に添えない場合もございます。詳しくは文化財課(☎0955-43-2899)までお電話ください。



西洋館を彩る花×器展 2階の様子



青木龍山・清高作品展 開催しました

11月2日(土)～12月1日(日)まで、有田陶磁美術館2階展示室にて、青木龍山・清高作品展を開催しました。これは、平成28年に青木家より有田町に寄贈していただいた両氏の作品47点のうち、18点を厳選して公開したものです。故青木龍山氏は文化勲章を受章し「天目の龍山」の異名を持ち、ご子息の故青木清高氏も、新たな青磁の開拓者として数々の賞を受賞され、親子ともども有田が誇る陶芸家として活躍されました。今回は、広く町内外の方々に両氏の功績をご覧いただきたいと願い、企画展開催の運びとなりました。

会場となった2階はいつもの美術館の雰囲気とは少し異なり、来館者の皆様には、両氏の作品が織りなす独特の世界をご堪能いただけたのではないのでしょうか。来館者の方からも「こんな機会があってよかった」とのお言葉を頂戴しました。期間中はたくさんの方にご来館頂きまして誠にありがとうございました。



展示会場の様子

季刊『皿山』

通巻144号（令和6年12月15日）

編集・発行 有田町歴史民俗資料館

〒844-0001 佐賀県西松浦郡有田町泉山一丁目4-1

☎0955-43-2678 FAX0955-43-4185

URL: <https://www.town.arita.lg.jp/rekishi/>